

品川シルバー大学設置に関する要綱

制定 平成 21 年 4 月 1 日 区長決定
要綱第 139 号
改正 平成 24 年 3 月 27 日 区長決定
要綱第 48 号
改正 平成 27 年 2 月 9 日 部長決定
要綱第 48 号
改正 令和 2 年 8 月 25 日 区長決定
要綱第 172 号
改正 令和 6 年 3 月 1 日 部長決定
要綱第 45 号
改正 令和 8 年 3 月 26 日 区長決定
要綱第 28 号

(設置)

第 1 条 高齢者が人生の生きがいを求め、明るく、健康でうるおいのある生活を築くための素養を培うとともに、長年培ってきた知識や経験を地域社会の中で生かしていく方策を探る生涯学習の機会として、品川シルバー大学（以下「大学」という。）を設置する。

(目的)

第 2 条 大学は、出会うさまざまな人との繋がりおよび生きがいを創造し、地域の活力に資することを目的とする。

(学習の体系)

第 3 条 大学は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ふれあいアカデミー（社会的課題や教養を学習する機会を提供する事業をいう。以下同じ。）
- (2) うるおい塾（趣味講座や実技指導を中心に、生きがいにつながる学習の機会を提供する事業をいう。以下同じ。）
- (3) その他目的達成のために必要な事業

2 ふれあいアカデミーは、3 年制の履修内容とする。その履修過程は、基礎的課題を学習するふれあいコース（1 年目）と専門的課題を学習するいきいきコース（2・3 年目）とし、両コースは、前期と後期の半期ごとに開講する。

3 うるおい塾は、初心者向けの入門講座とし、春期と秋期ごとに開講する。

(対象者等)

第 4 条 前条の事業の対象者は、区内在住の 60 歳以上の者とする。

2 ふれあいアカデミーの受講は、1 人 1 回までとする。

(定員)

第 5 条 第 3 条第 2 項および同条第 3 項の事業の定員は、次に定める人数とする。

- (1) ふれあいコース 120名
- (2) いきいきコース 240名
- (3) うるおい塾 各教室20名程度
(入学許可)

第6条 入学生（第3条に規定する事業を受講する者をいう。以下同じ。）の許可は、別に定める申請を行うことで発行される学生証の交付をもって行う。
(受講料等)

第7条 大学の受講料は、次に定める額とする。

- (1) ふれあいコース 半期2,000円
- (2) いきいきコース 半期2,000円
- (3) うるおい塾 1教室2,000円

2 前項に定める受講料のほか、受講に必要な教材費等は学生の負担とする。
(受講料等の還付)

第8条 納付のあった受講料等は、原則として、還付しないものとする。学生が受講を辞退したときも同様とする。
(休学または退学)

第9条 ふれあいアカデミーにおいて受講が不可能となった場合は、所定の手続きにより、休学または退学することができる。

2 休学が認められる期間は、通算して3年以内とする。ただし、疾病その他やむを得ない事由で休学する場合は、通算して5年以内とする。休学が認められる期間を満了しても復学しない場合は、学生の身分を失い、退学するものとする。

(単位・修了認定)

第10条 ふれあいアカデミーは単位制とし、80単位の取得をもって修了とする。

2 前項に定める単位認定については、別に定める。

3 うるおい塾は、7割以上の出席をもって修了とする。

(役員)

第11条 大学に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 学長1名
- (2) 副学長2名

2 学長には区長を充て、副学長には文化観光スポーツ振興部長と福祉部長を充てる。
(大学運営委員会の設置)

第12条 大学は、学長の諮問に応じ、大学の運営に関する事項について答申するため、大学運営委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。

2 委員会は10名程度の大学運営委員（以下「委員」という。）で組織する。

(委員の構成)

第13条 委員の構成は、次に掲げるもののうちから学長が任命する。

- (1) 学識経験者（教育関係・福祉関係）
- (2) 区内組織団体代表（公益財団法人品川区スポーツ協会・品川区青少年対策地区委員会・品川区青少年委員会・品川区スポーツ推進委員会）
- (3) 品川区高齢者クラブ連合会会長

(4) 品川シルバー大学修了生

(5) 健康推進部健康課長

(委員の任期)

第14条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の報酬)

第15条 委員が、委員会活動に出席したときは、費用を弁償する。ただし、品川区職員には支給しない。

(企画委員会の設置)

第16条 第3条第2項のふれあいコースにおける講座の企画立案および運営を行うため、企画委員会を置くものとする。

2 企画委員会は、講座内容等について、事務局長に意見具申することができる。

3 企画委員会は、ふれあいアカデミーの学生の中から25名程度で組織する。

(一芸ボランティアの設置)

第17条 うるおい塾における学習指導等を行うため、一芸ボランティアを置くものとする。

(一芸ボランティアの登録)

第18条 一芸ボランティアになろうとする者は、一芸ボランティア登録カード（第1号様式）を区長に提出しなければならない。

(講師会等)

第19条 ふれあいアカデミーの講師は講師会を、うるおい塾の講師は一芸ボランティア講師グループを組織し、学習内容、学習方法等について協議した上で、事務局長に意見具申することができる。

(生涯学習推進員の設置)

第20条 いきいきコース、うるおい塾等の運営を行うため、生涯学習推進員（以下「推進員」という。）を置くものとする。

(生涯学習推進員の登録)

第21条 推進員になろうとする者は、生涯学習推進員登録カード（第2号様式）を区長に提出しなければならない。

(事務局)

第22条 大学の運営を行うため、文化観光スポーツ振興部文化観光戦略課内に事務局を置く。

(職員)

第23条 事務局は、次に掲げる職員を置くことができる。

(1) 事務局長

(2) 副事務局長

(3) 事務局次長

(4) 事務局職員

2 事務局長は文化観光スポーツ振興部文化観光戦略課長が、副事務局長は福祉部高齢者地域支援課長が、事務局次長は文化観光スポーツ振興部文化観光戦略課生涯学

習係長がそれぞれ担当する。

- 3 事務局職員は、文化観光戦略課生涯学習係職員を中心として、高齢者地域支援課職員と連携して担当する。

(委任)

第24条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は文化観光スポーツ振興部長が別に定める。

付 則

この要綱は平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は令和2年9月1日から適用する。

付 則

この要綱は令和6年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は令和8年4月1日から適用する。